

盛岡市産材マルシェテーブル貸出要領

(令和7年1月6日都市整備部長決裁)

(目的)

第1 この要領は、盛岡市（以下「市」という。）がまちなかウォークアブル推進事業を推進している中心市街地エリアにおいて、事業者等が「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に資する取組を実施する際に、市が所有する盛岡市産材のマルシェテーブルを貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、第1に規定する「取組」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 路上及び沿道空間を活用した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に資すると認められるイベント
- (2) 公園、広場等の公共空間、又は空地、駐車場等の屋外の民有地を活用した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に資すると認められるイベント
- (3) まちに開かれた建物の1階部分を活用した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に資すると認められるイベント

(貸出窓口)

第3 貸出窓口は、都市整備部市街地整備課まちなか未来創生室（盛岡市津志田14-37-2）とする。

(貸出物品)

第4 貸出物品は、下表のとおりとする。

名称	寸法	数量
マルシェテーブル	横 1500×奥 1000×高 2000	5台

(貸出対象者)

第5 マルシェテーブルを貸し出す対象者は、別図に示す範囲において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に資する取組を実施する商店街振興組合及び町内会等の団体又は市内に本社又は営業所等を有する事業者とする。

(貸出及び返却の方法)

第6 マルシェテーブルの貸出を希望する者は、市公式ホームページで貸出状況を確認し、問合せフォーム等で貸出窓口へ貸出を希望することを伝え、運転免許証等、本人であることを確認できる書類の写しを添付し、貸出希望日の10日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除く。）前までに貸出申請書（様式1）を貸出窓口へ提出するものとする。

2 前項による申請が適当と認められるときは、市の使用を妨げない範囲において、貸出申請書を提出した者（以下「申請者」という）に対してマルシェテーブルを貸し出すものとする。なお、受渡しは、閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。

- 3 申請者は、マルシェテーブルを貸出窓口の職員から直接受け取るものとする。
- 4 申請者は、使用后、拭き取りなどにより、清潔な状態にし、損傷及び紛失の有無を確認したうえで、返却届（様式 2）を添えて、貸出期間終了日までに貸出窓口の職員に直接返却するものとする。
- 5 第 1 項の規定による申請及び第 6 の規定による申請の受付は先着順とする。

（貸出期間）

- 第 7 貸出期間は、3 か月以内とする。ただし、返却予定日に市による使用予定又は他の事業者等への貸出予定がない場合、貸出期間延長申請書（様式 3）の提出により、貸出期間を最大 3 か月延長することができる。
- 2 前項ただし書きによる貸出期間延長申請書を提出する場合は、市公式ホームページで貸出状況を確認し、問合せフォーム等で貸出窓口へ貸出期間延長を希望することを伝え、第 5 の規定による貸出期間を満了する 10 日（閉庁日を除く。）前までに申請するものとする。

（使用場所）

- 第 8 マルシェテーブルを使用する場所は、第 4 に規定する別図に示す範囲とする。

（貸出料金）

- 第 9 貸出料金は無料とする。

（損害賠償）

- 第 10 市は、申請者が故意又は過失によりマルシェテーブル（マルシェテーブルを構成する部品単体のみの場合を含む）を損傷及び紛失した場合は、申請者に対し、製作又は修繕にかかる費用の負担を求めることができる。
- 2 市は、マルシェテーブルの使用によって、申請者が損害を被った場合及び第三者に対して損害を及ぼした場合については、その補償の責を負わない。

（禁止事項）

- 第 11 申請者は次の行為を行ってはならない。
 - (1) マルシェテーブルを第三者に転貸すること。
 - (2) マルシェテーブルを第 1 に規定する取組以外で使用すること。
 - (3) 貸出申請書に記載した使用目的以外の目的で使用すること。

（補足）

- 第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（実施期日）

- 第 13 この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。